

石川県中小企業団体中央会の皆さまへ

令和3年10月以降保険始期用

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大!

新型コロナウイルス感染症による休業をした場合の休業損失等を補償する休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)をご用意しました!



ビジネス総合保険制度「休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)」は
こんな場合にお役に立ちます!

新型コロナ
ウイルス感染症の
発生

完全休業

消毒・感染拡大
予防対策の実施

人件費や
家賃の負担

営業再開
来客数の減少

売上の
減少

追加コスト
の発生

休業した際に 想定される費用



事業を中断することで、売上の喪失という損害が発生します。売上の喪失は、資産が消失することと同様の影響があります。売上が減少する中でも、人件費や家賃などの経常費は発生し続けます。

営業継続するために 想定される費用



感染対策を講じながら営業を継続する場合、新たな感染者を発生させないための消毒費用やレイアウト変更費用などさまざまな費用がかかることが想定されます。感染症対策を実施しているか否かは、営業継続における重要なポイントです。

例えば…

500人規模の自動車部品工場で同じ建屋で勤務していた従業員ら50人の感染が判明した為(クラスター発生)、14日間休業を余儀なくされた。休業の間も人件費等経常費がかかったことに加えて、クラスターの発生は、狭い工場でパーティションを設置せず作業していたことが要因として考えられる為、感染予防対策として、施設内の消毒やレイアウト変更を行った。

詳しくは裏面をご覧ください。>>>>>>

休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)は 食中毒や新型コロナウイルス感染症等の特定感染症の発生により、 営業が休止または阻害されたために生じた休業損害を補償します。

休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)の補償内容

休業損害保険金	
●食中毒	支払限度額 1事故・保険期間中1,000万円(注) 復旧期間 3か月以内
●特定感染症	支払限度額 1事故・保険期間中500万円(注) 復旧期間 14日以内
(例)・休業していなければ得られたであろう利益 ・休業中でも発生する人件費等の経常費	
(注) 食中毒および特定感染症を合算して、保険期間中1,000万円を限度額とします。	



営業継続費用保険金	
支払限度額	1事故500万円(休業損害保険金の内枠)
(例)・営業を継続するための消毒費用・レイアウト変更費用 ・仮店舗・仮事務所の賃貸費用 ・外注により割高となる費用	

緊急対応費用保険金	
●食中毒・特定感染症以外の指定感染症等	保険期間中20万円(定額払)

2021年9月以前保険始期契約 (食中毒・特定感染症利益補償特約)の引受対象業種
食品製造、飲食店、食料品小売・デパート・スーパー等

2021年10月以降保険始期契約 (休業損害補償特約)の引受対象業種
全業種

拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食業等に限らず、すべての事業者には休業による収益減少や事業再開のための費用支出のリスクがある為、2021年10月以降保険始期契約より引受対象業種を全業種に拡大します。

■休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)のお支払いイメージは以下のとおりです。(表面事例の場合)

休業損害保険金のお支払いイメージ	
例えば 売上減少額 × 補償割合(注) (注) 契約時に粗利益率以下で設定していただきます。 600万円 × 50% = 300万円	自動車部品工場で新型コロナウイルス感染症が発生。14日間工場の操業をストップしたため、売上が600万円減少した。 (補償割合を50%で設定していた場合)
営業継続費用保険金のお支払いイメージ	
例えば 実費 早期に営業を再開するため、2次感染防止策として消毒費用40万円およびレイアウト変更費用60万円を支出した。 40万円 + 60万円 = 100万円(休業損害保険金の内枠)	

- 以下の場合に保険金をお支払いします。
- ① 対象物件における食中毒の発生。または対象物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限り、
 - ② 対象物件において、上記①に記載の食中毒の発生の疑いがある場合における行政機関による対象物件の営業の禁止、停止その他の措置。
 - ③ 約款記載の感染症に罹患した者が対象物件等にいたこと等により、対象物件等が、約款記載の感染症の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置。
 - ④ 約款記載の指定感染症等に罹患した者が対象物件等にいたこと等により、対象物件等が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象物件の消毒その他の措置。
- ※ 保健所その他の行政機関による直接的・具体的な措置がない場合においても、保健所への届出や、保健所による施設の感染者の確認等の状況により、保険金の支払対象となることがあります。

業務上の
さまざまなリスクを
ワイドに補償

ビジネス総合保険制度のご案内(タフビズ賠償総合保険)

(注) スケールメリットによる割引約10%、その他割引20%(自動車リスク優良割引10%、優良事業者割引10%)を適用した場合

最大割引
約28%

生産物の 欠陥による事故 お支払い事例 約2億7,800万円 製造・販売した菓子に異味・異臭がするとして消費者からクレームが殺到。菓子メーカーは仕入れた原材料が原因であったとして、原材料を納品したメーカーを訴えた。	業務遂行中の事故 お支払い事例 約3億250万円 施設の排気管が詰まり爆発事故が発生。付近の建物や車両を損壊し通行人もケガをした。施設運営上の安全対策に問題があったとして、損害賠償請求された。	施設・設備等の管理に 起因する事故 お支払い事例 約2,460万円 自転車でコンビニエンスストアの店頭を通りかかった通行人が、段ボールの上に放置されていた折り畳みコンテナ(商品搬送用プラスチック製ケース)につまずき転倒。腰部を強打し骨折した。	休業補償特約 (食中毒・特定感染症のみ補償特約セット) 食中毒が発生させてしまい、営業を休止したため、休業損失が発生した。 レストラン
---	--	---	--

(注) 上記はあいおいニッセイ同和損保での事故事例および賠償金額です。

あいおいニッセイ同和損保のビジネス総合保険制度なら、事業者をとりまくさまざまな賠償リスクをまとめて補償します!

● オプション特約 サイバーリスク補償特約、休業損害補償特約 ほか

● このチラシは「ビジネス総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「ビジネス総合保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をお読みください。また詳しくは「普通保険約款・特約約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。● 全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・全国商工会議連合会の商品名はビジネス総合保険。東京商工会議所の商品名はビジネス総合共済です。● 「ビジネス総合保険」の正式名称は、タフビズ賠償総合保険(企業包括特別約款、企業総合賠償特約(建設業用)セット賠償責任保険)です。

(引受保険会社)

(代理店・扱者)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(2021年8月承認) GB21C010430 [QS61]

従業員が新型コロナウイルスに 感染した場合に備えていますか？

業務災害補償プラン



従業員がコロナ感染！
会社の勤務体制や感染対策の不
備を指摘されたらどうしよう？

コロナ感染者が出ると、消毒費用
もかかるし一時的に業務もストッ
プしてしまうかもしれない…

当社の「業務災害補償プラン」では、業務中・業務外にかかわらず、

①新型コロナウイルス感染
症に感染した従業員への
入通院費用等を補償！

当社の場合、
労災認定されない
場合も補償
します！

特定感染症危険「後遺障害補償保険金、
入院補償保険金および通院補償保険
金」補償特約



②新型コロナウイルス感染症が
発生した場合に、事業継続・
感染拡大防止の費用を補償！

特定感染症対応費用補償
(事業者費用補償特約用)
特約



労災認定がされない場合、いまご加入している上乗せ労災保険では、
補償対象外の可能性があります。

詳しくは裏面をご覧ください。>>>>>>

業務中・業務外にかかわらず、新型コロナウイルス感染症リスクを補償する

従業員への補償 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

企業への補償 特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約 をおすすめします！



補償 拡大

2021年4月の商品改定により、「特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約の補償範囲が拡大しました。

特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約

従業員が新型コロナウイルス感染症等の特定感染症・指定感染症に罹患、保険期間中に発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に以下の状態となった場合に事業主から従業員へ支払う補償金について補償します。

①後遺障害が生じた場合 ②入院した場合 ③通院した場合

この特約をセットすることで、労災認定がなかった場合でも、また労災認定を待たずに、スピーディーに保険金をお支払いできます。

2021年3月31日始期契約まで

補償条件	感染は業務中のみ（発病は業務外でも可）
「通院」 の定義	現実に病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けること

2021年4月1日始期契約以降

補償条件	感染・発病ともに業務中・業務外問わず
「通院」 の定義	現実に病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けること（オンライン診療による診察を含む）

NEW!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、従業員等が特定感染症を発病した場合に事業継続、感染拡大防止のために事業者が負担する費用を補償する特約を新設しました。

特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約

例えばこんな時の費用に…

従業員が新型コロナウイルス感染症を発病したため、その従業員が業務を行っていた事務所の消毒費用および他の従業員の在宅勤務に必要なPCやタブレットの通信費用を事業者が負担した。



対象費用	①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用 ③特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ④特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用 ※残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいい、代替者の給与は含みません。 ⑤特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用 ※特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。
支払限度額	一連の発病につき、事業者費用補償（ワイド・実損型）特約の支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
免責金額	なし

⚠ 本特約は、「事業者費用補償（ワイド・実損型）特約」に自動セットされます。（本特約の着脱および単独での引受はできません）

- このチラシは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「業務災害補償プランパンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 全国商工会議所・全国中小企業団体中央会の商品名は業務災害補償プラン、東京商工会議所の商品名は業務災害補償共済、全国商工会連合会の商品名は業務災害補償です。
- 「業務災害補償プラン」「業務災害補償共済」「業務災害保険」の正式名称は「タフビズ業務災害補償保険（業務災害補償保険）」です。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101（大代表）

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

2021年1月承認GB20C010911（IA95）